

宣言 環境と調和したまちをつくります！

市民一人ひとりが自然とふれあうことでその大切さを認識し、豊かな緑や水辺環境、希少な動植物を大切に守っていくとともに、ごみの減量化や資源のリサイクルを進めるなど、環境への意識を高め、地球にやさしい取組みを進めます。

24 自然環境

25 公園緑地・緑化

26 環境衛生

27 循環型社会

自然環境

- 1 自然環境の保全と活用
- 2 里山文化の育成

1 自然環境の保全と活用

施策241
環境課

▶現状・課題

市域の6割を占める東部の丘陵地は、自然公園法による国定公園や森林法による保安林指定などの法制度による規制に加え、国有林や大学林としての公的な監視により乱開発が防がれてきました。これらの自然資源は、本市の貴重な財産であり、市民の誇りとなっています。この豊かな自然を保全し、共有の財産として次世代に引き継いでいくため、自然を活かした健康づくりの場としての機能も含めて、将来的な利活用を検討していく必要があります。

市民一人ひとりがその大切さや尊さを正しく認識するとともに、行政と市民による適正な役割分担を進めるなかで、人と自然が調和した豊かな自然環境を保全していくことが求められています。

▶目指す姿と目標指標

犬山市の自然の実態と利活用に関する方針が明らかにされ、豊かな自然が健全な状態に保たれています。

目標指標	単位	当初	実績値	目標値
				2022年度
◆自然環境が、大切に保全されていると感じている市民の割合	%	62.9 (2010年度)	69.4 (2016年度)	70.0
◆外来種駆除実施回数	回	1 (2009年度)	1 (2015年度)	3

市民意識調査で『犬山市の自然環境は、大切に保全されていると思いますか。』の設問に対し、「はい」と回答した市民の割合。実績値の上昇を目指します。

外来種駆除事業を実施した回数。実施回数の上昇を目指します。

▶施策の展開方向

1	里山の実態の把握	犬山里山学センターを拠点として、NPOや市民ボランティアが協働して里山の樹木相や健康度、里山に生きる希少な動植物の系統的な実態調査を行います。
2	希少動植物の保護の推進	希少な動植物を、次世代へ引き継ぐ自然資産として積極的に保護します。定期的な外来種駆除や絶滅危惧種であるウシモツゴなどの在来種の保護・増殖などの取組みを進めます。
3	自然環境の活用	豊かな自然環境の保全に留意しながら、環境学習の場として、また、自然散策、遊歩道ウォーキング、エコツーリズム [*] などの観光・レクリエーション・健康づくりの場として、積極的に活用します。

▶重点事業

外来魚駆除事業	ため池での外来魚の駆除を行うことにより、従来の生態系を取り戻し後世につなげます。
---------	--

2 里山文化の育成

施策242
環境課

▶現状・課題

本市の緑豊かな丘陵地は、古くから地域の農業生産の場や薪炭という形で日常の暮らしでも利用され、そのなかで多様な生き物も育まれてきました。しかし、江戸時代後期から戦後まもなくまでは一面のはげ山となり、洪水と干ばつが繰り返されていました。そこで、地元住民と国や東京大学が協力して植林を行って管理してきた結果、現在の緑豊かな姿となっています。このように地域で育まれてきた里山の保全と、生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）で示された「SATOYAMAイニシアティブ*」が目指す里山文化の育成に取り組んでいます。拠点となる犬山里山学センターでは、環境ボランティアの育成と環境教育の普及を行い、ボランティアによる里山保全活動も行っています。

今後も、犬山里山学センターを中心として、里山文化の保全に向けた活動の一層の拡大と活動内容の充実が求められています。

▶目指す姿と目標指標

市民・行政・NPO・企業が協働した維持管理体制により、市民が直接ふれあえる里山が守られています。

目標指標	単位	当 初	実績値	目標値
				2022年度
◆環境学習・人材育成講座などの開催	回	34 (2010年度)	39 (2015年度)	52

環境学習や人材育成講座の実施回数。週1回の学習講座などの実施を目指します。

▶施策の展開方向

1	犬山里山学センターの機能充実	市民が自然を身近に感じ、動植物の健全な生態系の維持により豊かな環境が保たれていることを実感できるような学習・展示機能を充実させることにより利用者の拡大を図ります。
2	自然資源のネットワーク化	木曽川、東部丘陵、入鹿池などの自然環境と地域に点在する歴史・文化資源をつなぐ散策道を整備し、自然資源のネットワーク化を進めます。
3	里山を守る市民活動の活性化	環境フェアや里山自然学校を通して、子どもからお年寄りまで幅広い市民に対して、里山の自然への理解を深めるとともに、自然環境の保全に自主的に取り組むボランティアの育成に努め、市民との協働による環境保全の取組みを推進します。また、学校などへの出前講座により、子どもたちの環境意識を高めるとともに、子どもを中心とした自主的な環境保全活動を支援します。

▶重点事業

里山保全活動・活性化事業

先人が育ててきた里山という自然の重要性を理解し、自らの財産として守っていく市民活動を支援します。

公園緑地・緑化

- 1 公園の整備・管理
- 2 水と緑のネットワークの形成
- 3 緑の創造と緑化の推進

1 公園の整備・管理

施策251
整備課・土木管理課

▶現状・課題

公園は、潤いある地域コミュニティや市民の健康維持、身近な自然とのふれあいの増進などの役割を担うものであり、本市においても、都市公園・緑地のほか、地域の子どものための身近な遊び場としてのちびっ子広場などが整備されています。

しかし、多くは宅地開発に伴って整備された小規模で画一化された街区公園*であることに加えて、鎮守の森や丘陵地の豊かな自然空間自身が地域の憩いの場所として位置づけられてきたこともあり、本市の1人当たりの都市公園面積5.2㎡/人は、県平均の7.63㎡/人に比べ、低い水準にあります。

少子高齢化の進行や健康意識の高まりなどのなかで、市民がゆとりを持って生活していくための憩いの場となる公園を整備していくことが一層求められています。

今後、遊具など公園施設の老朽化に伴い、不良箇所が増加が予測され、利用者の安全確保を図るためには、定期的に行う点検回数を増やし、計画的な修繕や改修に努めていく必要があります。

地域の実状や市民のニーズを視野に入れた計画的な施設の更新にあわせて、健康増進のための遊具の見直しなどが重要となり、特に、犬山ひばりヶ丘公園など広域的な利用者が多い公園は、適切な維持補修等を行うことにより魅力ある公園としての整備が求められています。

▶目指す姿と目標指標

自治会長や町会長を中心とした地域役員との連携により、清潔で魅力ある公園としての維持管理が行われ、高齢者には生活のゆとりと憩いの場として、児童などには健全に活動・運動のできる場として、また、災害時には避難場所として利用されています。

目標指標	単位	当初	実績値	目標値
		(2010年度)	(2015年度)	2022年度
◆新しく整備する公園の数	箇所	0	1	5
◆点検による遊具などの修繕率	%	70.0	81.0	100.0

市内に新しく整備する公園の数。新しく公園を5箇所整備することを目指します。

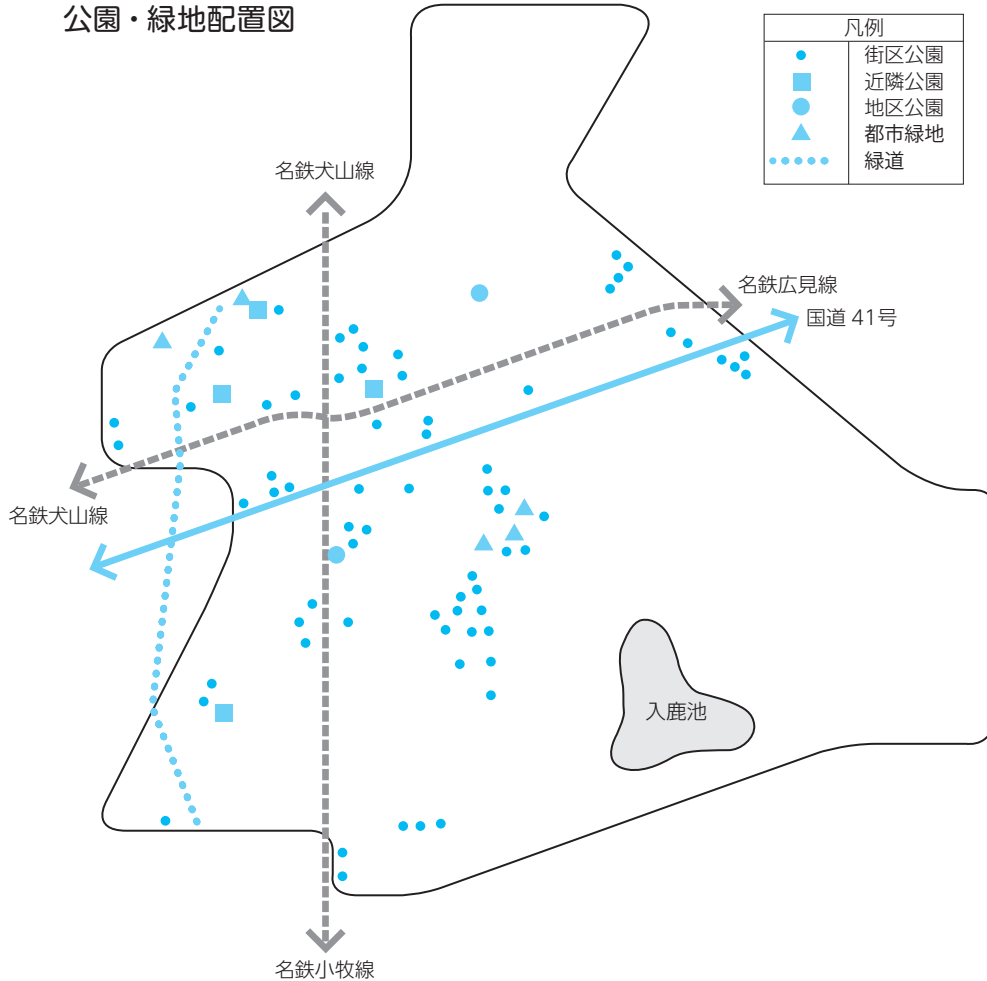
前年度の点検において修繕が必要と判断された遊具の修繕率。安全に安心して遊具を利用できるよう修繕率100%を目指します。

▶施策の展開方向

1	公園の整備推進	<p>五条川で進めているウォーキングトレイル事業に合わせた休憩などの中継場所として、また、各地区における潤いや憩いの場、スポーツ・レクリエーション活動の場として、計画的に地区公園*などの整備を推進します。また、木曾川犬山緑地については、国に対して木曾川上流域公園整備促進期成同盟会などを通じて国営木曾三川公園としての新たな整備を要望していくとともに、木曾川沿いの他市町緑地への広域的なネットワークの形成を図り、緑地の利活用に努めます。</p>
---	---------	---

2	市民協働の維持管理	街区公園やちびっこ広場などの日常管理を地元町内会や市民ボランティアと協働して行うことを通して、住民の公園に対する愛着を高めます。また、地域と行政が連携しながら、維持管理ができる連絡体制を確立します。
3	安全で利用しやすい公園づくり	都市公園として指定された公園施設については、公園長寿命化計画や更新計画を策定し、老朽化に対する安全対策や適切な維持補修を計画的に実施し、安全で利用しやすい公園管理を推進します。

公園・緑地配置図



都市公園の現状

公園種別	都市公園		開 設 (H28.3.31 現在)		主な公園
	箇所数	面積	箇所数	面積	
街区公園	68ヶ所	10.34ha	68ヶ所	10.34ha	中山公園、林崎公園他
近隣公園	4	7.00	3	4.90	山の田公園、石作公園、上坂公園、内田防災公園 (整備中)
地区公園	2	8.90	2	6.68	犬山ひばりヶ丘公園、羽黒中央公園
都市緑地	5	47.80	5	13.82	国営木曾三川公園(木曾川犬山緑地)・犬山丸の内緑地他
緑 道	1	4.20	1	3.43	尾張広域緑道
小 計	80	78.24	79	39.17	

(資料 都市計画課)

▶ 重点事業

公園施設長寿命化計画策定事業	公園内の施設を安全に利用できるよう長寿命化計画を策定し、計画的な修繕を行います。
-----------------------	--

2 水と緑のネットワークの形成

施策252
環境課・整備課

▶現状・課題

近年、市民の健康意識が高まり、身近な場所で自ら健康づくりを行う市民も増えてきており、ネットワーク化された遊歩道など、歩行者空間の整備が求められています。

本市においては、市民生活に潤いをもたらす水辺や森林などの自然資源として東部に広がる丘陵地や木曾川、五条川、新郷瀬川といった自然によって結ばれる軸と、犬山城・入鹿池・木曾川犬山緑地・犬山ひばりヶ丘公園などの拠点施設があります。これらの軸や拠点をネットワーク化するため、平成19年度（2007年度）に歩行者ネットワーク構想「犬山さくらねっと・うおーく」を策定しました。構想に基づき、犬山市西古券地内の尾張広域緑道整備や五条川左岸の堤防を利用した遊歩道整備が順次完了する予定です。

一方で、自然歩道は急な階段や斜路も多く、さらに、降雨や車両の通行によるわだちや路面崩壊、雑草木の繁茂などもあり、歩行者が安全に利用できる状況にはない箇所もあります。

今後は、歩行者ネットワーク構想に基づいた新たなルート整備に向けて、土地所有者や河川、道路などの管理者との調整を行い、東海自然歩道や尾張広域緑道、河川敷の整備などを円滑に実施し、ネットワークの形成を進めていく必要があります。

▶目指す姿と目標指標

緑道・自然歩道・河川などによるネットワークが形成され、市民が生活スタイルに合わせて水辺や緑の中で心の潤いを実感しながら、緑道や遊歩道を歩くことができるまちになっています。

目標指標	単位	当初	実績値	目標値
				2022年度
◆ウォーキングトレイル事業整備率	%	3.0 (2009年度)	74.0 (2015年度)	100.0

ウォーキングトレイル事業（五条川左岸堤防を利用した遊歩道2.96km）の整備済延長／整備計画延長。整備計画延長すべての整備完了を目指します。

◆緑道整備率（犬山地内）	%	78.0 (2009年度)	78.0 (2015年度)	100.0
--------------	---	------------------	------------------	-------

犬山地内の緑道（尾張広域緑道2.82km）の整備済延長／整備計画延長。整備計画延長のすべての整備完了を目指します。

▶施策の展開方向

1	河川堤防を利用した遊歩道の整備	新郷瀬川と五条川の分流地点から大口町との市境までを結ぶ五条川の左岸堤防や半ノ木川、新郷瀬川などの河川堤防を利用した遊歩道の整備を推進します。
2	拠点緑の保全・育成	拠点的な公園の緑や河川敷などの桜並木や樹木の緑を保全するため、桜・モミジの植樹や剪定、また、市民組織による保全体制の整備などを実施するさくらねっと・うおーく事業を推進し、適切な維持管理を進めます。

▶重点事業

さくらねっとうおーく事業	豊かな自然を健全な状態にし、活用を図るため、市の花でもある桜の維持管理、植樹、樹木診断を市民組織と協働して計画的に行います。
--------------	--

3 緑の創造と緑化の推進

施策253
環境課・都市計画課・整備課・土木管理課

▶現状・課題

緑は、環境保全や災害防止機能など多くの公益的機能を有しており、市街地の緑の整備・保存には、街路樹を充実させることが効果的です。

しかし、植樹されてから長い期間が経過していることに加えて、街路という厳しい生育環境の中で病害虫に侵されたりして、倒れやすくなっている街路樹も増えています。

また、市街地では冬季の落葉樹による落ち葉の問題や樹木を住み家とする野鳥の糞や羽毛などの苦情も増えています。

市街化調整区域の住宅団地などにおいては、地区計画*を活用し、周辺自然環境と調和した良好な住環境を保全していくため、生け垣や在来種など地域の自然環境に配慮した植栽を誘導し、緑化推進に努めています。また、羽黒・楽田地区の犬山市工業団地などの大規模な工業地においては造成当時から緑地協定*が結ばれ、良好な環境整備が進められてきました。しかし、既成市街地においては緑地協定を結ぶことは難しく、緑化が進んでいない状況です。

そのため、街路樹の適切な更新を計画的に進めていくとともに、市民一人ひとりの緑化に対する理解を深め、公空間・私空間を合わせて、緑化を推進していく必要があります。

▶目指す姿と目標指標

道路や河川、公園などの公共施設においては、豊かで健全な緑が創出され、潤いと憩いが感じられる快適な生活環境と緑の空間が創り出されています。また、民有地についても市民の緑化意識が高まり、市内各地で緑を感じることでできるまちになっています。

目標指標	単位	当 初	実績値	目標値
				2022年度
◆民有地緑化の推進	件	0 (2009年度)	2 (2015年度)	12

あいち森と緑づくり補助事業に基づいて緑化などがされた民地の件数。新たな施策の展開により当初目標の達成を目指します。

▶施策の展開方向

1	街路樹の整備・保全	市街地における快適な生活環境と緑の空間の確保のため、既存の街路樹の実態把握を行い、地域の特性に応じた緑の整備・保全を推進します。
2	民有地の緑化推進	森と緑が有する環境保全や災害防止などの公益的機能の維持増進のために導入されたあいち森と緑づくり税により設立された基金を活用した、あいち森と緑づくり補助事業による生け垣や壁面・屋上緑化など、民有地の緑化を広報紙などでPRし、住民の協力を得て進めていきます。また、新規の住宅団地や工業団地の整備にあたって、地区計画制度や緑地協定などを活用し、緑化推進を図ります。

環境衛生

- 1 環境の保全と美化
- 2 地球環境保全の対策
- 3 公害対策の推進
- 4 し尿・生活排水の適正処理

1 環境の保全と美化

施策261
環境課・土木管理課

▶現状・課題

本市では、散乱するごみの問題に対して、環境パトロール員による市内巡回や監視カメラによる不法投棄の監視、不法投棄抑制看板の設置などにより、生活環境の保全を図ってきました。

しかし、空き缶などのポイ捨てをはじめ、粗大ごみや家電4品目などの不法投棄は依然として多い状況です。そのため、自ら出したごみについては、自らが責任を持って、決まった方法により排出するといった、ごみの排出についてのモラルの向上を促していく必要があります。

近年、環境に対する意識が高まるなか、町内会や子ども会、ボランティアグループによる清掃活動、アダプトプログラム^{*}による道路美化が活発に行われており、今後も市民と協働したきれいなまちづくりを進めていく必要があります。

▶目指す姿と目標指標

環境に対する市民意識が向上し、ごみの不法投棄が少なくなり、より多くの市民が身近な道路をはじめとした公共空間を管理する、快適なまちになっています。

目標指標	単位	当初	実績値	目標値
		2022年度		
◆クリーンタウン犬山推進事業 [*] の参加者	人	17,990 (2009年度)	18,681 (2015年度)	19,000
◆アダプトプログラムの参加団体	団体	51 (2009年度)	57 (2015年度)	75

地域などの美化活動への参加延べ人数。当初現状値に対して年間80人の上昇を目指します。

清掃活動への参加延べ団体数。平成27年度(2015年度)実績値に対して年間3団体程度の上昇を目指します。

▶施策の展開方向

1	不法投棄の発生抑制	監視カメラの設置や環境パトロールを通して、不法投棄の発生抑制、早期発見に努めます。なかでも、不法投棄多発地区において不法投棄発生状況を分析し、最適な抑制及び監視体制を整え、町会長やクリーンキーパー、郵便配達員、タクシードライバーなどからの不法投棄発見通報に対して、迅速な対応処を実施します。また、家電リサイクル法に基づいた処理方法や適正なごみ処理方法について、広報紙や市のホームページ、チラシの作成などを通じ普及啓発を推進します。
2	地域力を活かした生活環境の保全	クリーンタウン犬山推進事業としてボランティアによる清掃活動など地域の美化活動を支援し、また、地域住民によるアダプトプログラムによって身近な道路の美化活動や維持管理を進めるなど、地域力を活かした生活環境の保全を推進します。

2 地球環境保全の対策

施策262
環境課・学校教育課

▶現状・課題

本市は、これまで地球環境問題に対する市民の意識を高めていくため、地球温暖化をテーマとしたイベント、環境学習出前講座、環境フェアなどの様々な機会を通して多くの市民に対して環境意識の向上に向けた啓発を行ってきました。

しかし、生活実態の違いなどにより、市民や事業者における環境への意識や関心には違いがあるため、今後は、さらに市民ボランティアと連携した環境教育システムを充実させ、広く市民に啓発を行っていくとともに、身近な生活の中での温暖化対策を進めていく必要があります。

また、第2次犬山市地球温暖化対策実行計画（平成26年度（2014年度）～平成30年度）に基づく、市庁舎における地球温暖化対策の取組みを推進し、CO₂の排出削減目標の達成に向けた取組みを一層推進していくことが必要です。

▶目指す姿と目標指標

地球温暖化をはじめとした地球環境に対する市民一人ひとりの意識が向上し、地球環境問題を地域の課題として捉え、市民が課題の解決に対して自主的に取り組み、地球環境にやさしい快適なまちになっています。

目標指標	単位	当初	実績値	目標値
				2022年度
◆環境フェアなどの地球環境に関するイベントに参加した市民	人	500 (2009年度)	715 (2015年度)	800

地球環境に関係する催事への参加延べ人数。環境フェアに加え、市民ボランティアなどとの協働による啓発講座を開設し、計画策定時の現状値に対して年間25人の上昇を目指します。

▶施策の展開方向

1	地球環境問題の意識向上	環境フェアなどのイベントや講座を通して市民の地球環境問題に対する意識の向上を図ります。また、あいち森と緑づくり事業などを活用した市民による植樹活動や公共施設・家庭・事業所などでの緑のカーテンの設置など、家庭における省エネ対策や環境負荷の軽減に向けた取組みを促進するとともに、事業者やボランティア団体などとの協働による取組みができる体制づくりを推進します。
2	地球温暖化対策地域推進計画の検討	地球温暖化対策をより実効性のあるものにするため、行政だけでなく市民や事業者も含めた全市が一体となった取組みを推進し、地域推進計画の策定を検討します。また、環境学習のメニュー化を図り、地球温暖化防止活動推進員などの市民ボランティアと協働した環境教育システムの充実を図ります。
3	再生可能エネルギーの推進	地球温暖化防止を目的とした住宅用太陽光発電システムなどの再生可能エネルギー設置費補助事業や小中学校への太陽光発電設備の設置を推進します。

▶重点事業

環境イベント・講座 開催事業	市民や事業者の地球環境に対する意識の向上を図り、地球温暖化対策を進めるため、各種の環境イベントや出前講座などを実施します。
-------------------	---

3 公害対策の推進

施策263
環境課

▶現状・課題

本市では、市内の主要な工場・事業所と公害防止協定^{*}を締結し、公害の事前防止に努めています。

また、市内の河川、道路などで環境測定を実施し、監視に努めるほか、公害苦情に対しては、聞取調査、現地調査など原因調査を実施し、公害の除去、解決を図っています。

今後も引き続き、主要な事業所との公害防止協定の締結を進めるとともに、地域ごとに騒音・振動・水質などの環境項目について継続的に調査を実施し、市民が快適に暮らせる環境を守るための監視体制を充実させることが求められています。

▶目指す姿と目標指標

事業所の公害対策が充実し、主要箇所での水質・騒音調査が定期的に行われており、市民が安心して生活できる環境が保たれています。

目標指標	単位	当初	実績値	目標値
				2022年度
◆公害防止協定の締結事業所数	事業所	22 (2010年度)	21 (2015年度)	28

公害防止協定を締結した事業所数。新たな事業者との締結を行うとともに、水質などへの影響が指摘されている事業所との協定締結に向けた協議を進めることにより、締結事業所数の増加を目指します。

◆環境調査結果で基準を満たしている割合	%	90.0 (2009年度)	95.9 (2015年度)	100.0
---------------------	---	------------------	------------------	-------

主要河川水質調査、主要道路交通騒音調査の調査結果に基づく環境基準を満たしている箇所の割合。すべての箇所で環境基準を達成することを目指します。

◆公害苦情申し立て件数	件	64 (2009年度)	28 (2015年度)	52
-------------	---	----------------	----------------	----

公害に対する苦情の申し立て件数。近年、近隣での生活騒音などの苦情が増加傾向にあり、今後、工業団地造成実現後に事業所が増加することなども勘案した上で、計画策定時の現状値に対して年間1件の減少を目指します。

▶施策の展開方向

1	発生源対策の推進	道路交通騒音や主要河川などの水質、底質の分析調査をはじめとする環境調査を実施することにより、環境基準を満たしていない地点を明確にし、県との連携を図りながら発生源対策を推進します。
2	協定推進と内容の充実	工業団地に参入する事業所をはじめとする事業所と公害防止協定を締結するとともに、過去に締結した事業所についても定期的に内容を見直します。
3	公害監視体制整備と意識の高揚	身近な環境の監視体制を整えるとともに、市民生活に起因する公害苦情や近隣苦情の防止について啓発に努めます。

4 し尿・生活排水の適正処理

施策264
環境課

▶現状・課題

河川や海の汚染原因の一つは、生活雑排水であるといわれていますが、浄化槽のうち、平成12年（2000年）まで製造されていた単独浄化槽は、生活雑排水を処理しない構造になっていたため水環境に影響を及ぼす要因の一つとなっています。

この単独浄化槽の新規設置は既に禁止されていますが、今後は、既設の単独浄化槽から、し尿と生活雑排水を合わせて処理できる合併浄化槽への切替えを一層推進していく必要があります。

設置された浄化槽についても、定期的な点検や清掃を適切に実施していないことにより、浄化槽の機能低下による悪臭などの問題を引き起こす恐れがあるため、浄化槽の適正な維持管理について、市民への周知・徹底を図っていく必要があります。

また、公共下水道計画区域では、平成元年10月に供用を開始して以降、五条川左岸処理区の市街化区域から順次整備を進めており、整備完了区域では、各世帯への接続促進を図っています。

今後は、住宅が密集する五条川右岸処理区の污水管きよの早期整備を進めていく必要がありますが、その一方で、計画区域外については、合併浄化槽の普及と浄化槽の適正な管理を推進しています。

▶目指す姿と目標指標

公共下水道計画区域外では、合併浄化槽の設置が進み、浄化槽管理者は責任を持って維持管理を実施しており、悪臭がなく、河川や海にも汚れた水が流れ込まない、きれいな水環境が保たれています。

目標指標	単位	当初	実績値	目標値 2022年度
		21.7 (2009年度)	27.5 (2015年度)	31.0

◆合併浄化槽の普及率

下水道接続以外の合併処理浄化槽の設置割合（合併浄化槽設置基数 / （くみ取り戸数 + 単独基数 + 合併基数） × 100）。平成27年度（2015年度）実績値から毎年度、0.5%の増加を目指します。

▶施策の展開方向

1	水環境の保全	浄化槽からの排水先となっている側溝の掃除について、土のう袋を支給し、清掃後の回収などにより地域の清掃活動を引き続き支援します。また、川や海の汚れの原因が生活雑排水であることを再認識できるよう、効果的なPRと意識改革に取り組みます。
2	浄化槽の適切な維持管理の推進	ホームページや広報紙を有効活用し、浄化槽の維持管理の重要性を啓発します。10月1日の「浄化槽の日」に合わせて特集を組み、周知・徹底を図っていきます。
3	浄化槽設置補助制度の周知	合併浄化槽への切替え工事に対する補助額の引き上げ等、制度の充実を図り、利用率の向上に向けて制度の周知を図ります。

循環型社会

- 1 ごみの適正処理
- 2 ごみの減量化とリサイクル

1 ごみの適正処理

施策271
環境課

▶現状・課題

昭和58年（1983年）に稼働を開始した本市のごみ処理施設である都市美化センターは、その老朽化に伴い、平成18年度（2006年度）から大規模補修工事を実施し、ごみの安定的な処理ができるように、施設の適正な管理を行っています。

しかし、大規模補修工事は老朽化問題を根本的に解決するものではなく、新施設の建設には長期の年数が必要になることも考慮して、早急に将来の方向性を確定していく必要があります。

本市では、これまで単独でごみ処理施設の運営を行ってきましたが、新たにごみ処理施設建設を検討する上では、ごみ処理の効率化や、建設費用や維持管理費用などの財政的な側面などから、複数の自治体が協力して事業を実施することが有効な方法です。これまでも国からの施設整備に関する指針や県のごみ焼却処理広域化計画においてブロック区割（本市を含む4市2町）が決められています。

現在は、2市2町（犬山市・江南市・大口町・扶桑町）で一つのブロックを形成し、共同で事業推進に取り組んでおり、今後も着実に事業を継続していく必要があります。

また、事業系ごみについても、適正処理を促していくため、関係機関と連携し、その周知に努めていく必要があります。

▶目指す姿と目標指標

ごみの分別と減量により、都市美化センターにおける処理量が減少し施設の延命化が図られ、ごみの安定した処理が維持できています。

目標指標	単位	当初	実績値	目標値
				2022年度
◆美化センターへ搬入されるごみの量	t	19,093 (2009年度)	18,619 (2015年度)	17,343

都市美化センターへ搬入されるごみのうち、リサイクルされる資源物や危険ごみ・有害ごみを除いた量。平成27年（2015年）3月に策定した犬山市一般廃棄物処理基本計画のごみ排出目標値以下を目指します。

▶施策の展開方向

1	新ごみ処理施設の整備推進	新ごみ処理施設の建設に向け、尾張北部地域の2市2町（犬山市・江南市・大口町・扶桑町）が共同で事業推進に取り組めます。
2	現有施設の適正な管理運営	新ごみ処理施設が稼働するまで、安全・安心にごみを処理していくため、都市美化センターの計画的な補修を行い、施設の機能を維持していきます。また、工事に係る費用や用役費の削減と安定した施設の運転管理を行う手法を検討していきます。
3	事業者への普及啓発	事業系一般ごみに関するパンフレットを作成し、市内事業者に配布することにより適正な処理を促すとともに、犬山商工会議所などの関連機関と連携し、周知・徹底に取り組めます。

▶重点事業

尾張北部地域ごみ焼却処理広域化事業	ごみ質の均一化による安定した燃焼で、ダイオキシン類の排出削減、ごみ焼却施設の集約化によるごみ発電などの余熱利用、広域的なごみ処理における公共事業のコスト削減を図るため、2市2町（犬山市・江南市・大口町・扶桑町）が一つのブロックとなって、ごみ処理事業に取り組めます。
-------------------	--

2 ごみの減量化とリサイクル

施策272
環境課

▶現状・課題

本市のごみの中で最も多いごみは、家庭から排出される可燃ごみとなっており、その量は平成20年度（2008年度）で12,685 tにのぼり、全体のごみ収集量の約52%を占めています。

このようななか、本市では、昭和53年度（1978年度）以降、分別収集を実施し、平成17年度からは18分別による収集を実施し、ごみの減量とリサイクルを推進しています。平成21年度には、ごみの減量とリサイクルの促進、ごみ処理費用負担の公平性のため、家庭系可燃ごみの指定ごみ袋制度を導入しています。

また、家庭から出る剪定樹木を可燃ごみとして焼却処分するのではなく、チップ化し、堆肥やマルチング材*として有効活用するよう家庭用樹木粉碎機の貸出を実施しており、都市美化センターに搬入される剪定樹木についても、チップ化を事業として委託し、可燃ごみの減量とリサイクルをしています。

しかしながら、家庭から排出される可燃ごみについては、資源物が混入するなど分別が徹底されずに処理されている状況であり、今後も、市民のごみ問題に対する意識の向上とともに分別リサイクルについて市民への啓発を積極的に行い、ごみ分別の習慣づけを徹底し、ごみの減量化、資源のリサイクルを一層推進していくことが求められています。

▶目指す姿と目標指標

市民一人ひとりの環境意識が高まり、ごみの適正な分別が行われ、排出量が少なくなるとともに、ごみ総排出量中の資源物としての官民回収量の割合が増加し、リサイクルが進んでいます。

目標指標	単位	当初	実績値	目標値
				2022年度
◆市民1人当たりの家庭系可燃ごみ排出量	kg	163 (2009年度)	160 (2015年度)	156
◆資源物のリサイクル率	%	25.3 (2009年度)	23.4 (2014年度)	25.0

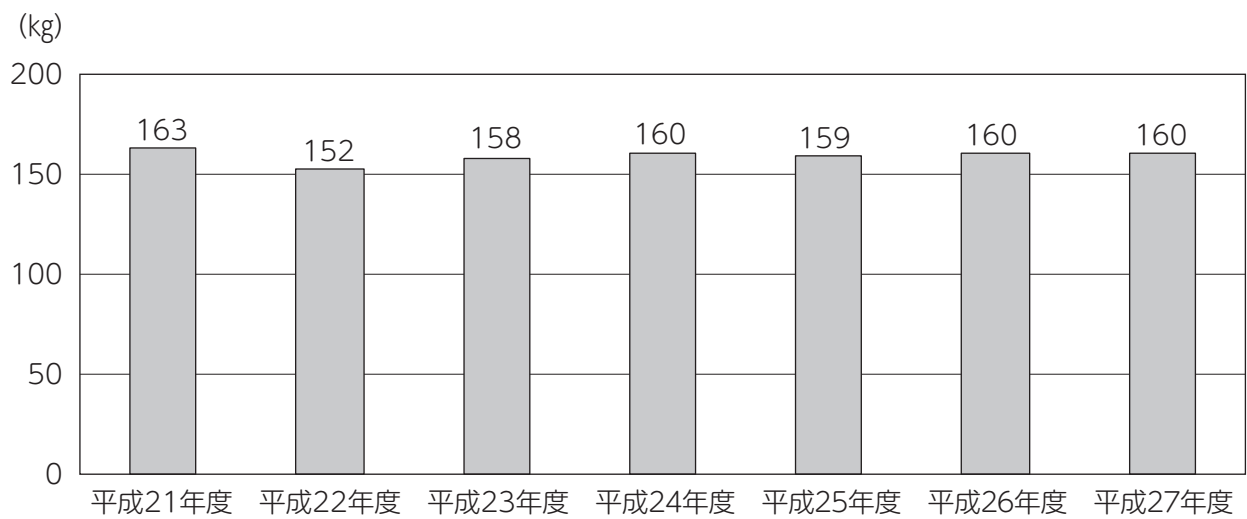
人口当たりの都市美化センターに搬入される可燃ごみの量。平成27年（2015年）3月に策定した犬山市一般廃棄物処理基本計画のごみ排出目標値以下を目指します。

ごみ総排出量中の資源物としての市による回収量の割合（県の廃棄物処理事業実態調査に基づく数値）。小売店店頭での資源物回収も行われていますが、市による回収割合も当初現状値に近い25%の維持を目指します。

▶施策の展開方向

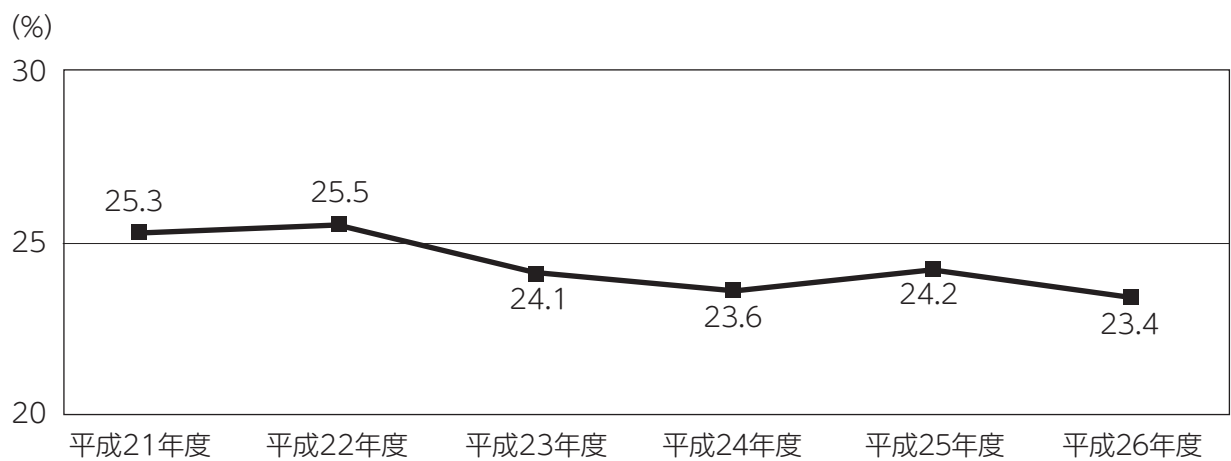
1	ごみ問題への理解の向上	市民が自発的にごみの減量に向けて行動するよう、出前講座の実施、広報紙やホームページの有効活用、わかりやすいチラシの作成・配布などにより、ごみの諸問題に関して様々な情報発信をするとともに、分別方法の周知・徹底を図ります。
2	リサイクル事情の周知徹底	リサイクルの現状をわかりやすく周知するため、企業に協力を得て、リサイクル工場の施設見学を取り入れた市民講座を開催します。
3	ごみの減量化とリサイクルの推進	市民に対する剪定樹木粉碎機貸出、剪定樹木のチップ化事業や生ごみ堆肥への補助事業を継続し、減量とリサイクルに結び付く施策を検討し、市民と協働して取り組める体制づくりを推進します。

市民1人当たりの家庭系可燃ごみの推移



(資料 環境課)

リサイクル率



(資料 環境課)



リサイクル工場見学



出前講座